

第14条 この内規の改正は、研究科委員会の議を経て大学院委員会の承認を得なければならない。

附 則 この内規は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則 この内規は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 この内規は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 この内規は、平成22年4月1日から施行する。

12. 大学院学生の休学に伴う授業科目の履修および単位認定の取扱いについて

1. 休学した年度の第1学期及び休学を終えた年度の第2学期に修得した授業科目の単位は、それぞれの年度に修得したものとする。
2. 休学した年度の第1学期に履修していた通年の授業科目については、休学前に継続履修願を提出し、休学を終えた年度の第2学期に、その授業科目を継続して履修することが認められた場合、通年で履修したものとする。
3. 休学を終えた年度の第2学期に履修する授業科目の履修届は、9月末までに提出するものとする。
4. 休学に伴う授業科目の履修及び単位の認定に関する事務は、学生センター教務課が行う。
5. この取扱いの改正は、研究科委員会の議を経て大学院委員会の承認を得なければならない。

附 則

この取扱いは、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成22年4月1日から施行する。

13. 他大学大学院の授業科目の履修について

本学大学院と他大学大学院との間で締結された協定に基づき、他大学大学院の授業科目を履修することができる。詳細については、各研究科の履修規定を参照のこと。

14. 図書館司書資格取得について

学習院女子大学との協定に基づく科目等履修生制度を利用することにより、図書館法施行規則で定める司書となる資格を取得することができる。学習院女子大学が開設する司書課程科目の履修を希望する学生は、下記のこと留意すること。

- ①司書課程の科目を履修できるのは、学部2～4年次生および大学院生である。
- ②4月上旬に学習院女子大学で開催される「司書課程ガイダンス」に必ず出席すること（履修開始年度のみ）。
- ③履修が許可された場合、図書館司書課程履修費を納入すること（窓口は学習院女子大学）。なお、科目等履修生の選考料、登録料、履修料は免除される。また、履修が許可された科目の取消しはできないので注意すること。
- ④司書課程免許状は、修了式（3月20日）当日、本学学生センター教務課で交付する。
- ⑤在学中に単位の一部を修得したものの、司書資格を取得できなかった場合、学習院女子大学の科目等履修生として残りの単位を修得することにより、資格を取得することができる。ただし、この場合は下記の「事務取扱い窓口のご案内」にかかわらず、すべての業務の窓口が学習院女子大学となる。また、選考料・登録料・履修料等の費用が必要となる。